

障害福祉計画

計画の概要について



目次

第1章



そもそも「障害福祉計画」って何？

第3章



計画の中身を知ろう ～目標と指標～

第5章



よく使う言葉・略語集

第2章



誰が何をする計画なの？ ～登場人物～

第4章



今回の改定で何が変わるの？

第1章

そもそも「障害福祉計画」って何？



計画をつくる「目的」

なぜ計画が必要なのか？

01 サービスの計画的整備

ヘルパー・グループホーム等を「必要な量」「必要な場所」に準備するため

02 限られた資源の有効活用

税金・人員を計画的に使うために、優先度・見込量を事前に定める必要がある

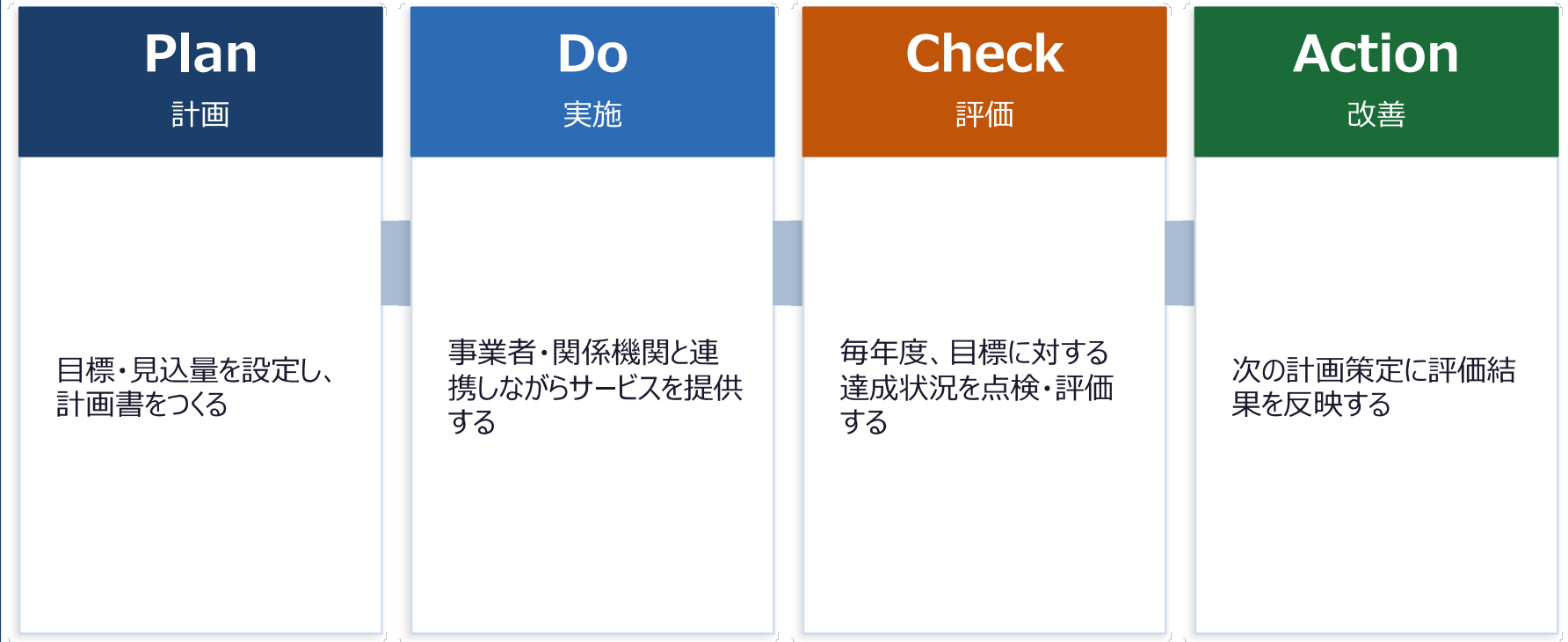
03 法律による義務

障害者総合支援法・児童福祉法により、全市町村・都道府県に策定が義務づけられている

- 3年ごとに計画を見直します（今回は令和9～11年度版の策定が求められています）

計画のサイクル（3年ごとに繰り返す）

計画は「つくって終わり」ではありません。毎年度の評価・改善が求められます。



◀ この3ステップ（Do→Check→Action）を3年ごとに繰り返し、地域の状況に合わせた計画をつくり続けます。

第2章

誰が何をする計画なの？

～計画の登場人物～



国・都道府県・市町村の役割分担

国（厚生労働省）

「基本指針」という全国共通のルールブックを作る
全国目標を設定し、交付金を配分する

都道府県

国の基本指針をもとに都道府県計画を策定
市町村計画のとりまとめ・事業者の指定（許認可）

市町村

住民に身近な立場で計画を策定
利用者一人ひとりへの「支給決定」を行う主体

用語：「基本指針」とは？

厚生労働大臣が定める、計画策定の全国共通ルールブック。「今回の改定」とは、この基本指針が変わることを指します。

サービスが届くまでの流れ

障害のある方にサービスが届くまでに、複数の関係者が関わります。



💡 支給決定とは？

- 市町村が「このサービスを1か月あたりこれだけ使えます」と正式に決める行政処分のこと。利用者はこれを受けてはじめてサービスを利用できます。

第3章

計画の中身を知ろう

～目標と指標の仕組み～



「成果目標」と「活動指標」の違い

成果目標

最終的なゴール

「令和〇〇年度末までに〇〇を達成する」という到達点を数値で定める。

【例】

- 施設から地域に移行する人を〇人にする
- のぞまないセルフプランをゼロにする

活動指標

成果目標を達成するための行動計画

成果目標を達成するために行う活動の量・回数の見込みを設定する。

【例】

- 相談支援の実施件数を〇件見込む
- 意向確認担当者の支援回数を〇回見込む

他の計画では？

- 成果目標＝「体重を5kg減らす（半年後）」 活動指標＝「週3回ウォーキング・1日〇kcal以内」

第4章

今回の改定で何が変わるの？



令和9～11年度計画策定に向けた主要変更点を解説します

今回の改定 5つの柱

改定のポイントは大きく5つです。それぞれを次のスライドで詳しく解説します。



① 施設から地域への移行

施設入所者が地域（自宅・GH等）で生活できるよう支援体制を強化



② 相談支援体制の強化

「のぞまないセルフプラン」をゼロにする目標を設定



③ 就労支援の強化

就労選択支援（R7.10～）で本人に合った就労先を選ぶ仕組みを整備



④ 子ども・インクルージョン

障害のある子もない子も一緒に育つ環境づくり（協議の場の新設）



⑤ 地域差の是正

住む場所によるサービス格差を縮小。総量規制の仕組みを整備

① 施設から地域への移行（地域移行）

背景：なぜ「地域移行」が重要なのか？

以前は「重い障害＝施設で生活」が一般的でした。しかし今は、どんなに重い障害があっても地域で生活する権利があるという考え方が国際基準（国連・障害者権利条約）となっています。

今回の主な変更点

- 【新設・義務化】令和8年度から施設に「地域移行等意向確認担当者」を置くことが義務化。入所者全員への意向確認回数が活動指標に
- 【新設】居室の「個室化」「ユニット化」の進捗状況を活動指標として追加
- 医療的ケアが必要な方・強度行動障害のある方でも地域移行できる体制を整備

用語解説

強度行動障害：自傷・他傷・激しいこだわり等が著しく高い頻度で起こる状態。専門的な支援者が必要。

医療的ケア：たんの吸引・経管栄養など、日常的に医療的処置が必要な状態のこと。

 グループホーム（GH）＝共同生活援助：障害のある方が少人数で共同生活を送るための住居とサポートを提供するサービス

② 相談支援体制の強化（のぞまないセルフプラン）

問題の背景：なぜ「セルフプラン」が生まれるのか？

本来の流れ（あるべき姿）

相談支援専門員（専門家）が利用者の状況を聞き取り、本人に合った「サービス等利用計画」を作成してサポートする。

△ 問題のある状況（セルフプラン）

専門家が地域に少ない・事業所が満員などの理由で、利用者本人・家族が自分で計画書を書く「セルフプラン」になってしまう。→ 必要なサービスを受けられないリスクがある。

△ 「のぞまないセルフプラン」とは

- 本人が希望して作るセルフプランは問題なし（本人の意思の尊重）
- 問題なのは：事業所がない・担当者が手一杯という理由でやむなくセルフプランになるケース
- 今回の改定：令和11年度末までに「のぞまないセルフプランをゼロにする」ことが成果目標に設定

③④⑤ 就労支援・子ども支援・地域差の是正

③ 就労支援の強化 ～就労選択支援（令和7年10月～）～

令和7年10月から「就労選択支援」がスタート。専門スタッフが本人の就労能力・希望を評価し、最適な就労先・サービスを一緒に選ぶ仕組みです。就労継続支援B型やA型の新規利用に際してアセスメントが原則必要になります。

- 令和11年度目標：利用者数 8万2千人以上（就労移行・A型・B型の新規利用者を積み上げて試算）

④ 子ども・インクルージョン推進 ～一緒に育てる環境づくり～

インクルージョンとは、障害のある子もない子同じ場所で一緒に育てる社会の実現。今回の改定で保育・教育等の関係機関が連携する「インクルージョン推進の協議の場」の新設が求められます。

- 令和11年度末目標：障害児とその家族への「伴走的な相談支援体制」を各市町村・圏域で確保

⑤ 地域差の是正 ～住む場所によるサービス格差をなくす～

同じ障害があっても市町村によってサービス量に大きな差があります。「総量規制」の仕組みを整備し、全国平均に近づけることを目標とします。強度行動障害・医療的ケアが必要な方は例外として柔軟に対応できます。

✓ 改定の共通メッセージ

- 「量を確保する」だけでなく「必要な人に必要なサービスが届いているか」の質を重視した計画策定へ
- 令和11年度末がほとんどの成果目標の達成期限。逆算して計画・体制整備を進めましょう

第5章

よく使う言葉・略語集

わからない言葉が出てきたら、このページへ



よく使う言葉・略語集（前半）

用語・略語	意味
障総法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の略。障害福祉サービスの根拠法。
支給決定	市町村が「このサービスをこの量使ってよい」と決める行政処分。利用者はこれを受けてサービスを利用できる。
サービス等利用計画	相談支援専門員が作る、利用者のサービス利用計画書。「ケアプラン」に相当するもの。
セルフプラン	本人・家族が自分でサービス等利用計画を作ること（本来は専門家が作る）。
見込量	計画期間中に必要になるサービス量（利用者数等）の予測数値。
成果目標	「令和〇〇年度末までに〇〇を達成する」という最終ゴール。
活動指標	成果目標達成のために行う取り組みの量・回数の見込み。
地域移行	施設・病院で生活している方が、自宅・GH等の地域生活に移ること。

➤ 後半の用語集は次のスライドへ

よく使う言葉・略語集（後半）

用語・略語	意味
グループホーム（GH）	障害のある方が少人数で共同生活を送るための住居とサービス（正式名：共同生活援助）。
就労移行支援	一般企業への就職を目指す訓練をするサービス（最大2年）。
就労継続支援A型	雇用契約を結んで働く障害福祉サービス。最低賃金が保障される。
就労継続支援B型	雇用契約なし・自分のペースで作業できる障害福祉サービス。
就労選択支援	本人の就労能力・希望を評価し最適な就労先を選べる新サービス（令和7年10月～）。
基幹相談支援センター	地域の相談支援体制の中核機関。市町村が設置・委託する。
（自立支援）協議会	地域の障害福祉関係者が集まり課題解決を協議する会議体。
インクルージョン	障害のある子もない子と同じ場で学び育てる社会の実現を目指す考え方。
総量規制	サービス供給過多の地域で新規事業者参入を制限できる仕組み。指定権者（都道府県等）が判断。
のぞまないセルフプラン	事業所不足等の理由でやむなく作るセルフプラン。令和11年度末までにゼロが目標。

まとめ

- ① 障害福祉計画は「必要なサービスをいつまでに、どのくらい整備するか」を定めた3年ごとの計画
- ② 市町村は住民に最も身近な計画策定・支給決定の主体。都道府県・国がバックアップ
- ③ 今回の改定の5つの柱：地域移行/相談支援強化/就労選択支援/子ども・インクルージョン/地域差是正
- ④ 令和11年度末がほとんどの成果目標の達成期限。逆算して計画・体制整備を
- ⑤ わからないことは一人で抱え込まず、都道府県・基幹相談支援センター・協議会に相談を